

国土入企第41号
平成30年10月18日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第二版）について

公共建築工事の発注に当たっては、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第一版）（平成29年6月1日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、傘下の会員企業に対して、本通知の内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

なお、別添2、3のとおり、都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

国 営 計 第 9 6 号
平成 30 年 10 月 17 日

各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 様
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 様
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 様

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部
計 画 課 長
(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第二版）について

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書を改定したので、別添の通り送付する。

営繕部及び営繕事務所において、引き続き、本解説書を活用するなどにより、答申に示された「公共建築工事における発注者の役割」について自覚し、その役割を適切に果たすよう努められたい。

なお、解説書（第二版）については、各省各庁、地方公共団体にも送付しているので、公共建築工事の発注者から答申や解説の趣旨、具体の運用方法等について相談があった場合は、適切に対応されたい。

(お問い合わせ先)
国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課
03-5253-8111 (内線 23223, 23226)

国土入企第40号
平成30年10月18日

各都道府県主管担当部局長 殿
（契約担当課扱い）
（建設業担当課扱い）
各政令指定都市主管担当部局長 殿
（契約担当課扱い）
（建設業担当課扱い）

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第二版）について

公共建築工事の発注に当たっては、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第一版）（平成29年6月1日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、公共建築工事の発注にあたりこれらを参考として頂くようお願い致します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（政令指定都市は除く。）に対して、本通知の周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

国土入企第41号
平成30年10月18日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第二版）について

公共建築工事の発注にあたっては、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第一版）（平成29年6月1日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、傘下の会員企業に対して、本通知の内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

なお、別添2、3のとおり、都道府県及び政令指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。